

緊急通報装置の申請について（ご案内）

制度概要及び内容

ひとり暮らしの身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応を確保するとともに、ひとり暮らしの不安解消を図ることを目的としています。

緊急通報装置を用いて、緊急時にボタン一つで消防署へ連絡できます。

また、24時間いつでも健康等に関する相談ができます。

対象者

枚方市内にひとり暮らしで、65歳未満の方のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳（1級・2級）を所持される方
- (2) 療育手帳を所持される方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持される方
- (4) 難病患者等

※同居のご家族が就労等のため、概ね1日6時間以上かつ週4日以上、独居の状態にある方は、「昼間独居」でひとり暮らしとみなし対象となります。この場合、ご家族の就労証明が必要です。

申請に必要なもの

- ①各種手帳
- ②印鑑
- ③申請書、同意書（障害企画課にあります）
- ④家族と同居されている方のみ 家族の就労証明（様式は障害企画課にあります）
- ⑤NTTアナログ回線以外の電話回線を利用の方のみ 承諾書

自己負担

新規設置料として設置時に1,500円、緊急通報装置が正常に動作しているかどうかのチェックのため毎月40円から50円程度の電話料が必要です。

注意点

- ・ 基本的にNTTのアナログ回線が対象です。
- ・ NTTアナログ回線以外の電話回線を利用の方については、正常に作動しない場合がありますので、その旨を承諾していただいた方が対象となります。
- * 「072」から始まる市外局番を持たない（「050」から始まる電話番号のみ）回線及び無線の回線は申込出来ません。

申請後の流れ

決定通知書、新規設置料納付書を郵送しますので設置料の納付をお願いします。

納付確認後、大阪ガスセキュリティサービスより、緊急通報装置設置工事日の連絡があります。

※申請から設置までに1ヶ月半程度必要です。

※設置後、おおむね3～5年毎に設置の電池交換が必要です。時期がきましたら委託事業者から連絡があります。(利用者負担はありません。)

電話回線について

緊急通報装置は、NTTアナログ回線での利用が基本となっています。

NTTアナログ回線以外の電話回線で緊急通報装置を利用すると、通常サービスが提供できないことがありますので、NTTアナログ回線以外の電話回線を利用の方については、注意事項等について理解し、承諾いただいた方のみ申込み出来ます。(注意事項等については別紙「NTTアナログ回線以外の電話回線での緊急通報装置の利用(申込み)について」をご確認ください。)

各電話回線の適否

◎ 問題なく利用できる回線

- ・NTTアナログ回線

○ 注意事項等について理解し、承諾いただいた方が申込みできる回線

- ・光(電話)回線
- ・ケーブルテレビ回線
- ・ソフトバンクおとくライン
- ・ADSL(「072」から始まる電話番号がある場合)
- ・ISDN(アナログポートを備えたターミナルアダプタが必要です。)等

× 申込みできない回線

- ・「072」から始まる市外局番を持たない(「050」から始まる電話番号のみ)回線
- ・無線の回線 等

問い合わせ先

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所 障害企画課
電話：072-841-1152(直通) FAX：072-841-5123